公 募 公 告

下記のとおり公告に付します。 令和5年1月27日

> 支 出 負 担 行 為 担 当 官 警察庁長官官房会計課理事官 永 山 貴 大

記

1. 公募に付する事項

本業務は、国際テロ情勢や世界各地の治安情勢に関する情報及び分析を提供する海外のインターネットサイト(以下、「海外サイト」という。)の購読の調達であり、下記「2.公募に参加する者に必要な資格等に関する事項」の要件を満たし、本業務の実施を希望する者がいるか否かを確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請するものである。

なお、公募により、応募要件を満たすと認められる申込者から海外サイトの一覧表の提出を受け、当該海外サイトと警察庁が求める海外サイトが合致した者が2者以上あった場合には競争入札を行うものとし、1者のみの場合には、随意契約による契約手続きを行うことを予定している。

- 2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度内閣府競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされている者であること。
- (4) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5)警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業者等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 秘密の保全(情報の管理)に関し、保全施設、保全規則の整備及び本件契約に携わる関係者について、警察庁の要求を満たすことができる者であること。
- (7) 提供可能な海外サイトの一覧を提出すること。
- 3. 公募手続等の問い合わせ先及び参加意思確認書の提出期限等
- (1)担当部局

東京都千代田区霞が関2-1-2

中央合同庁舎2号館内 警察庁警備局外事情報部国際テロリズム対策課 電話番号 03-3581-0141 (代表)

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和5年2月17日 17時00分

上記(1)に同じ。郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。

- (3)公募参加者は、警察庁担当者が求める説明及び文書の提出に、速やかに対応すること。
- 4. 参加意思確認書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の参加意思確認書等は無効とする。

- 5. その他
- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否

(3) 関連情報を入手するための照会窓口上記3(1)に同じ

(4) 資格等に関する書類は返還しない。

参加意思確認書

年 月 日

警察庁 殿

所 在 地: 会 社 名: 代表者名:

令和5年1月27日付けで公募公告がありました「海外サイトの購読」の調達について、公募に参加したく、公募に参加するための資格について、下記の書類を添付します。

なお、予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者である こと、警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者ではないこと並び に添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

また、本書の提出をもって、「暴力団排除に関する誓約事項」(別紙2) に 誓約したものとします。

記

- 1 令和4・5・6年度内閣府競争参加資格(全省庁統一資格)の写し
- 2 秘密保全に関する書類
- (1) 秘密の保全に関する誓約書
- (2) 秘密保全に関する社内規則の写し
- (3) 関係者名簿(役職・氏名・国籍)
- (4) 秘密保全に関する社内教育実施状況
- (5) 書類及び電子ファイルの破棄方法
- (6) 情報セキュリティ
- 3 提供可能な海外サイトの一覧

警察庁 殿

秘密の保全に関する誓約書

秘密に属する仕様書、図面、その他関係資料について、別紙1「秘密の保全に関する特約条項」を厳守するとともに、秘密が漏洩、窃取されないように万全を期すこと並びに当社従業員及び関係会社職員の故意又は過失により秘密が漏洩した場合についての一切の責任を負うことを誓約します。

令和 年 月 日

住 所

会社名

代表者名

秘密の保全に関する特約条項

(一般業務)

- 第1条 乙は、甲から提供された仕様書、契約条項に基づく秘密の保全に関しては、この 特約条項に定めるところにより、その万全を期さなければならない。
- 2 乙は、乙の従業員の故意又は過失により秘密が漏えいしたときであっても、契約上の 責任を免れることはできない。

(秘密保全規則)

第2条 乙は、社内及び再委託先における秘密の保全を確実に行うため、本契約締結後速 やかに秘密の保全に関する規則を作成の上、甲の確認を受けるものとする。

(特定資料)

- 第3条 乙は、甲が秘密区分の指定をした秘密に属する文書、図面、図書等(電磁的記録を含む。以下「特定資料」という。)について、その保管中取扱いに慎重を期すとともに、本契約に関係のない者に供覧し、又は漏えいしてはならない。
- 2 乙は、本契約の関係者に対する上席者からの情報提供を要求する行為を禁ずるための 措置を講じなければならない。

(特定物件)

- 第4条 乙は、甲が秘密区分の指定をした秘密に属する物件(以下「特定物件」という。) について、その保管中取扱いに慎重を期すとともに、本契約に関係のない者に供覧し、 又は漏えいしてはならない。
- 2 乙は、本契約の関係者に対する上席者からの情報提供を要求する行為を禁ずるための 措置を講じなければならない。

(送達)

- 第5条 乙は、特定資料又は特定物件(以下「特定資料等」という。)の送達を受けようとするときは、特使により行なうものとする。
- 2 乙は、特定資料等の送達を輸送機関に委託する場合は、その委託先、秘密保全等の手 段等を記載した書面を添えて、甲の許可を受けるものとする。

(管理)

- 第6条 乙は、甲から特定資料等の送達を受けたときは、帳簿により厳正に管理しなければならない。
- 2 乙は、特定資料等を金庫又は施錠できる鋼鉄製の保管庫に入れて保管し、かつ、随時 その保管物の異状の有無を確かめなければならない。
- 3 乙は、前項に規定する方法以外の方法により保管しようとする場合は、甲の許可を受けるものとする。

(標記の表示)

第7条 乙は、特定資料等に秘密の区分、登録番号等の標記を適宜の方法をもって表示するものとする。

(特定資料等の複製又は写真撮影)

第8条 乙は、特定資料等の複製又は写真撮影を必要とする場合は、甲の許可を受けると

ともに、あらかじめ甲と協議した立会者を立ち会わせることとする。 (乙の作成した資料又は物件)

- 第9条 乙は、特定資料等を基に文書等(電磁的記録を含む。この条において「資料」という。)又は物件を作成(複製及び写真撮影を含む。)したときは、帳簿により数量、配布先等を管理するとともに、速やかにその旨を甲に書面により報告するものとする。
- 2 前項により乙が作成した資料又は物件のうち、甲が指定したものは、特定資料等とみなすものとする。

(特定資料等の返納等)

第10条 乙は、特定資料等を契約終了後、直ちに、甲に返納し、提出し、又は廃棄しなければならない。

ただし、甲から承認を受けた場合は、契約終了後も乙が保管できるものとし、この間は本特約条項が適用されるものとする。

(検査)

- 第11条 乙は、秘密保全に関する責任者を選任し、必要な帳簿を整備し、毎月1回以上特定資料等の管理、返納、廃棄その他の秘密の保全状況について点検を行うものとする。
- 2 甲又は甲の代理人は、必要があると認めたとき(契約履行後を含む。)は、秘密の保 全の状況を特別な体制により検査し、又は必要な指示を乙に与えることができる。
- 3 前2項の規定は、乙の下請負者について準用する。

(事故発生時の措置)

第12条 乙は、秘密の漏えい若しくは特定資料等の紛失又は破壊等の事故が発生し、又は それらの疑い若しくはおそれがあるときは、適切な措置をとるとともに、その詳細を速 やかに甲に報告しなければならない。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について入札書の 提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。)ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表)等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
- (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している とき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するな どしているとき
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等(下請負人(一次下請以降の全ての下請負人を含む。)及び再受託者(再委託以降の全ての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、 発注元の契約担当官等へ報告を行います。